



共同募金「地域歳末たすけあい募金」助成事業
令和2年度「野田村地域支え合い活動助成」
応募要項

野田村社会福祉協議会では、村民のみなさまから寄せられた「地域歳末たすけあい募金」助成金を財源とし、村内で地域のための活動や福祉活動を行う団体への助成を行うため、助成を希望する団体を募集します。

この助成は、「野田村の活動のために使って欲しい」と村民のみなさまから寄せられた募金が財源となっていますので、その想いを十分ご理解のうえご応募をお願いします。

1 助成対象

(1) 対象団体

野田村内で、村民同士の生きがい作りや支え合い、また地域で必要な支援として次の活動を行う、村民5名以上で活動しているグループ、ボランティア団体、地区自治会・婦人会、老人クラブ、地区ふれあいいいきいきサロン、NPO法人、社会福祉法人、福祉事業者などを対象とします。

- ① 生活支援 ② 健康づくり・交流活動 ③ 地域活動・研修など
④ 上記①～③の活動に使用する物品購入

※実施後に団体で行う①～③の活動支援につながる活動であれば応募の対象です。

※対象団体の条件は以下のとおりです。

- ・ 法人、福祉事業者以外の団体は、村民5名以上がメンバーに加わっていること
- ・ 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと
- ・ 村内に拠点を置き、村内を中心に活動する団体であること
(村外に拠点のある法人、福祉事業者等の場合、事業所が村内にあり、村内事業所での活動に対する申請であれば対象とします)

(2) 助成対象活動

① 活動期間

令和3年3月1日(月)～12月31日(金)までに行われる活動

※ 助成決定後に活動開始すること

② 活動内容

野田村内の住民を対象にした、日常生活を支える活動、健康づくり活動、地域の活性化を目的とした交流や研修等の活動、前述の活動に係る物品購入

【活動内容】

区分	活動例
生活支援	見守り・訪問活動、外出・通院など移動の支援、配食サービス、家事の援助、よろず相談、雪かき支援、子どもの学習支援
健康づくり・交流活動	介護予防につながる事業（体操の実施など）、健康相談、趣味・生きがいづくり活動、各種イベント開催、施設への訪問
地域活動・研修など	村民・地区住民が参加する地域活動、住民座談会、講演会・研修会などの開催、地域情報の広報（情報誌作成など）、防災マップ・マニュアルの作成、活動スタッフの資質向上や事業実施のため必要な研修受講
物品購入	上記の活動に使用する物品の購入

【対象外となる主な活動例】

- ① 自治会、町内会、公民館事業及び法人等が行うべき本来の事業（総会など）
- ② 行政や社会福祉協議会の補助事業、委託事業、民間資金財源事業による現行事業の組み換え
- ③ スポーツ少年団や学童クラブ及びその活動に準じる活動
- ④ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ⑤ 家族や親類のみで行う活動、友人・親類同士のための旅行
- ⑥ 慰安目的の日帰り旅行、視察・買物のみを目的とした事業
- ⑦ 営利または産業振興等を目的とした活動
- ⑧ 事務所や活動場所の備品整備のみを主目的とした活動
- ⑨ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
- ⑩ 宿泊を伴う事業

(3) 助成対象費用

活動に要する次の経費を助成対象とします。購入後、継続的に活動で利用する場合は、物品購入費のみでの申請も対象です。

【助成対象となる経費】

物品購入費、印刷費、通信費、車両借上げ料、ガソリン代、バスハイク等事業経費、研修・会議費、スタッフ・講師の移動に係る運賃、外部講師謝金、保険料等

※活動に係るものでも、飲食費は対象外です

【対象費用例・上限額】

項目	例示	上限額、備考等
物品購入費	文房具、手芸材料、ポット、食器、ストーブ、車いす、体操のおもり	物品購入のみで申請する場合、事業活動で継続的に利用することが分かるよう、また購入希望の物品がわかるよう具体的に記載
印刷費	コピー使用料、用紙・インク購入費	あわせて30,000円
通信費	切手代、送料	電話代、FAX送信料等は除く
バスハイク等事業経費	バス等借上げ料、ガソリン代（実費）、高速料金、三陸鉄道運賃運転業務代金（外部委託可）	法人・福祉事業者が行う場合 1回あたり50,000円 法人・福祉事業者以外の団体が行う場合 ※事業1回分のみ、日帰りの事業に助成 住民バス借用：1回あたり20,000円 民間バス・三陸鉄道利用：1回あたり30,000円
研修・会議費、開催に係る移動運賃	会場借上料、外部講師謝金、受講料講師・スタッフの移動に係る公共交通機関運賃	会場借上料：1日あたり20,000円 講師謝金：1人につき1回あたり10,000円 移動運賃：1人につき1回あたり10,000円
保険料	ボランティア活動保険・行事用保険など	ボランティア活動保険(天災プラ)：1人500円 ボランティア行事用保険(Aプラ)：1人28円 その他、活動に必要な保険の掛金

※ 各項目の上限額を超える費用は対象となりません。

※ ボランティア保険の加入は村社会福祉協議会にお問合せください。

【助成対象とならない経費】

- ① 飲食に係る費用
- ② 地区団体の公民館利用に係る光熱費及び消耗品費
- ③ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代(実費相当分)は除く)
- ④ 当該活動と関係が明確でないガソリン等の経費
- ⑤ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑥ 個人所有に属することになる配布だけを目的にした物品購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
(○:団体に共有して使うものを購入 ×:参加者個人が自宅で使うものを人数分購入)
- ⑦ 領収書の発行元が応募団体のものの経費、個人名義領収書の経費
- ⑧ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）

2 助成金額

1 団体につき10万円を上限とします。

※募金額が助成予定額を下回る場合には、決定額の調整を行います。

3 応募

(1) 応募書類

① 所定の応募書、事業実施予算書（様式第1号）

- ・ 楷書で活動内容や必要性がわかるように記入して下さい。
- ・ 応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 振込口座は応募団体または運営母体の法人等名義の口座を記入してください。個人名義口座への振込み及び現金での助成は行いません。団体名義の口座がない場合、口座を開設してご応募ください。方法等は社会福祉協議会へお問合せください。

② 振込口座の通帳コピー

③ 助成によって購入したい物品の見積書、チラシ・カタログの写し（講習受講費の場合、受講料の目安がわかる要項の写し）

(2) 応募方法

野田村社会福祉協議会に応募書を持参し、書類をご提出下さい。

4 受付期間と決定時期

受付開始日	応募締切日	助成(助成額)決定時期
令和2年12月25日(金)	令和3年2月5日(金)	令和3年2月下旬

5 選考・助成

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 事業目的、計画、予算の内容が明確になっており、事業の成果が期待できるかどうか。
- ② 団体運営・活動メンバー及びスタッフ体制において事業実施が十分可能であること。
- ③ （物品購入のみで申請の場合）購入希望の物品が団体活動に必要であり、かつ継続的に使用されることで活動への効果が期待できるかどうか。

(2) 要件

- ① 申請書類に不備がないこと
- ② 村内に拠点を置く団体、または村内を拠点として活動する事業所の申請であること

(3) 助成決定及び助成金の交付

選考委員会において助成決定の判断を行い、各応募団体に通知します。助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額（決定額）を送金します。

助成決定内容については、必要に応じて実施状況調査を行うことができますものとします。

6 助成事業の広報

助成決定後、実施事業に関する広報紙・チラシ・印刷物等を作成する場合、地域歳末たすけあい募金からの助成による事業であることを記載、周知し、積極的に広報してください。新聞等の取材を受ける場合、地域歳末たすけあい募金の助成による事業であることをお伝えください。また、物品を購入する団体には、共同募金からの助成であることがわかるステッカーを配布しますので、貼付してください。

7 活動内容の変更

やむを得ない事情により、助成決定した活動の内容を変更する場合は、活動内容変更申請書（様式第2号）を野田村社会福祉協議会に提出してください。

8 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に精算報告書（様式第3号）に次の書類等を添付して、野田村社会福祉協議会に提出してください。

助成金に残金が生じた場合は、まず社会福祉協議会にご連絡ください。

なお、助成対象とならない経費は返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】（①～③必須）

事業終了後1か月以内に提出ください。下記の書類に不備がある場合や未提出の場合、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

① 支出内容を記載したレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名に一致するようにしてください。高速料金をETCで支払った場合など、団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

② 活動状況を写した写真（データでの提出可）

参加者や活動の様子を撮影したものを添付してください。物品購入の場合は、物品を使用して事業を行っている様子を撮影し提出してください。

③ 助成事業であることを記載した実施事業に関する広報紙、案内チラシ、印刷物等（作成している場合）

9 助成状況のお知らせ

本会の広報等に助成団体の一覧等を掲載します。

10 応募に当たっての注意事項

応募団体が多数の場合は、今年度初めて助成申請する団体を優先して審査を行います。

11 問い合わせ先

社会福祉法人野田村社会福祉協議会

TEL : 0194 - 71 - 1414 FAX : 0194 - 71 - 1415

〒028-8201 野田村大字野田17-107 野田村保健センター内